議案第２２号参考資料２

○ 室蘭市建築基準法施行条例　新旧対照表

（昭和４３年条例第４０号）

改　　正　　後	改　　正　　前
（構造） 第３３条　床面積の合計が１００平方メートルを超える自動車車庫又は自動車修理工場で次の各号のいずれかに該当するものは、その主要構造部（直上に階のある場合は、その直上の床を含む。）及びその下階の部分の主要構造部を１時間準耐火構造（最上階から数えた階数が５以上の階の部分の主要構造部にあっては、特定主要構造部は耐火構造、特定主要構造部以外の主要構造部は１時間準耐火構造）としなければならない。 （１）～（３）　（略） ２、３　（略） （建築物に関する完了検査申請等手数料） 第５８条の１３　（略） ２　（略） ３　第１項の表の中間検査合格証とは、法第７条の３第５項又は法第１８条第２１項の規定により建築主事又は建築副主事が交付する中間検査合格証をいう。 （耐火設計された建築物に対する制限の特例） 第５９条の２　令第１０８条の４第３項に該当する建築物（次項に規定する建築物を除く。）に対する第６条ただし書、第８条、第１３条、第２４条第１項及び第２項、第３３条第１項並びに第３４条第１項の規定の適用については、当該建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。 ２　令第１０８条の４第４項に該当する建築物に対する第１３条及び第３４条第１項の規定の適用については、当該建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、第６条ただし書、第８条、第２４条第１項及び第２項並びに第３３条第１項の規定の適用については、当該建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。 （避難上の安全の検証を行う区画部分に対する制限の特例） 第５９条の３　令第１２８条の７第１項に該当する区画部分（同項に規定する区画部分をいう。）については、第２４条第１項及び第２項（これらの規定中令第１２８条の４第４項に規定する内装の制限を受ける調理室等を除く。次条及び第５９条の５において同じ。）の規定は、適用しない。	（構造） 第３３条　床面積の合計が１００平方メートルを超える自動車車庫又は自動車修理工場で次の各号のいずれかに該当するものは、その主要構造部（直上に階のある場合は、その直上の床を含む。）及びその下階の部分の主要構造部を１時間準耐火構造（最上階から数えた階数が５以上の階の主要構造部は、耐火構造）としなければならない。 （１）～（３）　（略） ２、３　（略） （建築物に関する完了検査申請等手数料） 第５８条の１３　（略） ２　（略） ３　第１項の表の中間検査合格証とは、法第７条の３第５項又は法第１８条第２１項の規定により建築主事が交付する中間検査合格証をいう。 （耐火設計された建築物に対する制限の特例） 第５９条の２　令第１０８条の３第３項に該当する建築物（次項に規定する建築物を除く。）に対する第６条ただし書、第８条、第１３条、第２４条第１項及び第２項、第３３条第１項並びに第３４条第１項の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。 ２　令第１０８条の３第４項に該当する建築物に対する第１３条及び第３４条第１項の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、第６条ただし書、第８条、第２４条第１項及び第２項並びに第３３条第１項の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。 （避難上の安全の検証を行う区画部分に対する制限の特例） 第５９条の３　令第１２８条の６第１項に該当する区画部分（同項に規定する区画部分をいう。）については、第２４条第１項及び第２項（これらの規定中令第１２８条の４第４項に規定する内装の制限を受ける調理室等を除く。次条及び第５９条の５において同じ。）の規定は、適用しない。